



太陽光発電施設を 適正に設置・管理 するための ガイドライン



H28.10.1施行

茨城県では、太陽光発電施設を設置しようとしている事業者が、市町村や地域の理解を得ながら施設の適正な設置と管理を行うためのガイドラインを策定しました。

■ガイドラインの対象となる施設

●出力50kW以上の事業用太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く)

※分割案件も対象(実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一つと認められる場所で、複数の発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる施設)

■事業者の皆さまへお願いしたい手続き ※フロー図(P2)参照

●「設置するのに適当でないエリア」を明示しました。

・事業計画の段階で、地域への影響を考慮しながら用地選定を行ってください。

【適当でないエリアとは】

- ①法令上開発行為が厳しく制限されている区域
- ②生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設設置により甚大な影響が想定される地域

●施設の適正な設置のための手続きに沿って進めてください。

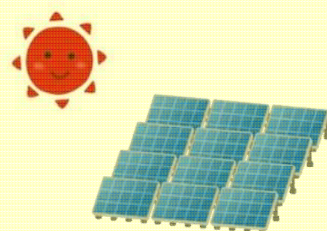
①市町村との事前協議: 工事の着手前に設置予定地の市町村へ事業概要書(P3)を提出し、関係法令、地元関係者への説明等について協議してください。

※提出先は各市町村担当窓口(P4)参照

②地域の理解促進: 事業計画を地域の関係者に丁寧に説明し、理解を得たうえで工事に着手してください。

●施工に当たって配慮すべき事項に沿った対応をお願いします。

- ・生活環境、景観、防災・安全対策など
- ・事業者名や緊急連絡先の表示



●施設を設置した後は、適正な維持・管理、撤去・廃棄に努めてください。

- ・保守点検、災害発生時の対応、緊急連絡先の表示など
- ・事業終了後の撤去・廃棄についても事業計画に位置付け

※すでに工事に着手したり発電開始している場合や、10kW以上50kW未満の施設においてもガイドラインの趣旨に沿って、適正な施工や維持・管理に努めてください。

※独自に条例等を定めて取り組んでいる市町村の場合は、市町村の条例等を適用します。

地域との共生
が大事じゃ



※ガイドラインは茨城県環境政策課ホームページでご覧いただけます。

茨城県 太陽光発電適正導入ガイドライン

で

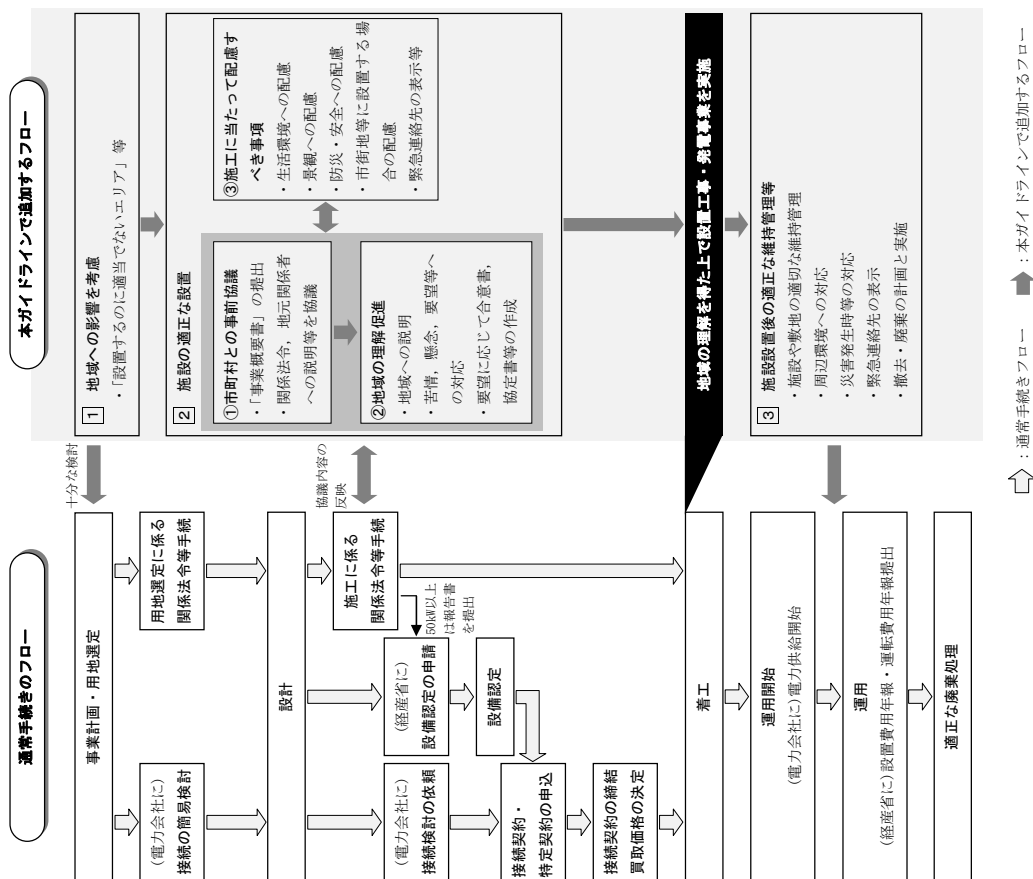
検索



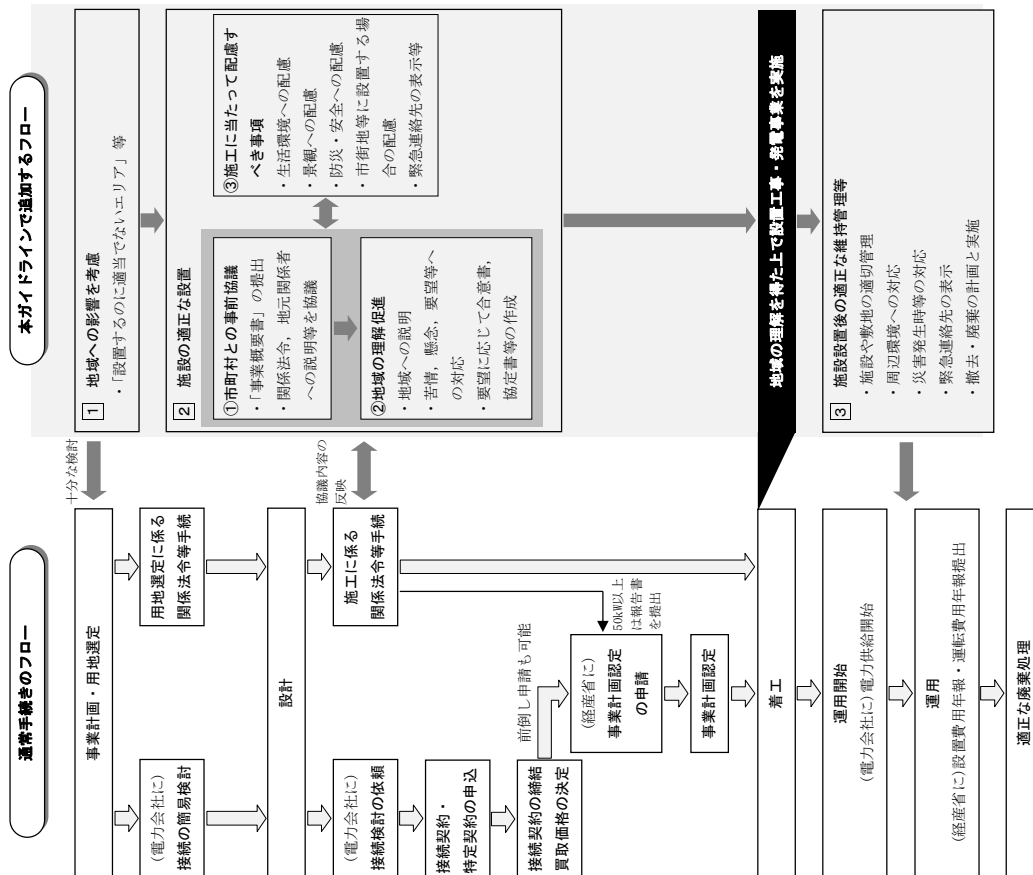
【ご意見・ご質問は】茨城県 生活環境部 環境政策課 地球温暖化対策室
TEL: 029-301-2939 FAX: 029-301-2949 e-mail: kansei3@pref.ibaraki.lg.jp

太陽光発電施設の適正な設置・管理フロー

(1) 現行制度



(2) 改正制度 (平成29年4月1日以降)



※改正された固定価格買取制度の施行に伴い、省令改正の手続き中であるため、「通常手続きのフロー」が変更となる可能性があります。

年 月 日
事業者名 印

事業概要書

- この「事業概要書」は、茨城県内において、固定価格買取制度（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）により国の認定を受け、事業用として太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）の設置を計画されている場合に、所要事項を記入の上、施設の設置を計画している市町村担当課へ提出をお願いします。太陽光発電施設が2以上の市町村にまたがる場合は、関係する全ての市町村に提出願います。
- 太陽光発電施設の設置予定場所の位置が分かる図面を添付してください。
- 提供いただいた情報については、市町村及び県の関係課並びに地域の関係者で共有させていただきます。

【事業概要】

内 容	記入年月日	年 月 日
施設設置予定場所（住所）		
事業予定地の面積（㎡）		
事業予定地の地目（複数ある場合 各々の地目と面積（㎡）を記入）		
発電事業者	事業者名	
	代表者名	
	住 所	
	連絡先 （担当者名）	
総発電出力（kW）		
太陽電池モジュール（太陽光パネル） の種類	単結晶 CIGS	多結晶 その他（ 薄膜シリコン CIS ）
設置工事着手予定年月日	年 月 日	
運転開始予定年月日	年 月 日	

太陽光発電施設設置に係る市町村担当窓口（事業概要書提出先）

◎計画している施設が2以上の市町村にまたがる場合、関係する全ての市町村と事前協議を行ってください。

（平成28年12月1日現在）

	市町村名	所属・担当	電話番号	条例・ガイドライン策定状況
1	水戸市	環境課	029-232-9154（直通）	
2	日立市	環境政策課	0294-22-3111（内 298）	○
3	土浦市	建設指導課 宅地係	029-826-1111（内 2334）	
4	古河市	環境課 環境政策係	0280-76-1511（代表）	○
5	石岡市	生活環境課	0299-23-1111（内 102）	○
6	結城市	生活環境課	0296-34-0410（直通）	
7	龍ヶ崎市	都市計画課	0297-64-1111（代表）	○
8	下妻市	生活環境課	0296(43)2111（代表）	
9	常総市	生活環境課	0297-23-2919（直通）	
10	常陸太田市	環境政策課	0294-72-3111（内 110）	
11	高萩市	環境衛生課	0293-23-7031（直通）	
12	北茨城市	生活環境課	0293-43-1111（内 373）	
13	笠間市	都市計画課	0296-77-1101（内 589）	○
14	取手市	環境対策課	0297-74-2141（代表）	
15	牛久市	施設整備課	029-873-2111（代表）	
16	つくば市	都市計画課	029-883-1111（代表）	○
17	ひたちなか市	環境保全課	029-273-0111（代表）	
18	鹿嶋市	環境政策課	0299-82-2911（代表）	
19	潮来市	環境課	0299-63-1111（代表）	
20	守谷市	生活環境課	0297-45-1111（代表）	
21	常陸大宮市	環境課	0295-52-1111（代表）	
22	那珂市	環境課 環境グループ	029-298-1111（内 447）	
23	筑西市	環境課	0296-24-2111（代表）	
24	坂東市	生活環境課 環境保全係	0297-35-2121（内 1452）	
25	稲敷市	都市計画課	029-892-2000（代表）	
26	かすみがうら市	都市整備課	029-897-1111（代表）	
27	桜川市	環境対策課	0296-75-3111（代表）	
28	神栖市	環境課	0299-90-1146（直通）	
29	行方市	環境課 環境保全G	0291-35-2111（内 228）	
30	鉾田市	生活環境課 環境係	0291-33-2111（代表）	
31	つくばみらい市	生活環境課	0297-58-2111（内 3301）	
32	小美玉市	環境課	0299-48-1111（代表）	
33	茨城市	みどり環境課	029-240-7135（直通）	
34	大洗町	生活環境課 生活環境係	029-267-5111（代表）	
35	城里町	まちづくり戦略課	029-288-3111（内 227）	
36	東海村	都市整備課	029-282-1711（代表）	
37	大子町	まちづくり課	0295-72-1131（直通）	
38	美浦村	生活環境課	029-885-0340（代表）	
39	阿見町	環境政策課	029-888-1111（内 251）	
40	河内町	都市整備課	0297-84-2111（代表）	
41	八千代町	生活環境課 環境係	0296-48-1111（内 2520）	
42	五霞町	生活安全課 生活環境G	0280-84-3618（直通）	
43	境町	防災安全課	0280-81-1307（直通）	
44	利根町	環境対策課	0297-68-2211（内 251）	

1	茨城県	環境政策課 地球温暖化対策室	029-301-2939（直通）
---	-----	----------------	------------------